

平成22年国勢調査の調査方法等に関する検討状況

資料 1 - 3

項目	検討課題	検討状況
1 調査項目・選択肢	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全数調査としての調査項目の在り方</li> <li>○ 人口センサス及び人口減少社会において必要な調査項目</li> <li>○ 人口統計上の必要性との整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査項目の選定の考え方を次のとおり整理               <ul style="list-style-type: none"> <li>人口・世帯の基本となる統計</li> <li>ニーズへの対応（政策・研究等の利用ニーズ、小地域統計の必要性、代替統計情報の入手手段の有無、データの継続性、法定利用）</li> <li>正確性の確保（統計の正確性、統計の客観性）</li> <li>国民負担への配慮（記入者の心理的負担、記入者の物理的負担、費用、実査・集計上の負担）</li> <li>その他（国連勧告への適合、母集団情報としての必要性等）</li> </ul> </li> <li>○ 国勢調査の調査項目の利用状況及び新規追加の調査項目の要望について、各府省、地方公共団体及び有識者から聴取した上で、上記「調査項目の選定の考え方」に基づき、調査項目を次のとおり変更・廃止               <ul style="list-style-type: none"> <li>【変更する調査項目】                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用形態                       <ul style="list-style-type: none"> <li>政策・研究等の利用ニーズを踏まえ、派遣労働者など正規・非正規の雇用者の状況を的確に把握するため、従業上の地位「雇用者」の選択肢を変更</li> </ul> </li> <li>・5歳未満の子供の出生地                       <ul style="list-style-type: none"> <li>政策・研究等の利用ニーズを踏まえ、5歳未満の子供の出生地の状況を的確に把握するため、既存の調査項目である「5年前の住居の所在地」の記入の仕方を変更</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>【廃止する調査項目】                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業時間及び家計の収入の種類                       <ul style="list-style-type: none"> <li>国民負担への配慮、政策・研究等の利用ニーズなどの観点から廃止</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
	○ 記入方法及び選択肢の工夫	<p>《記述式の調査項目を選択肢記入方式にすることの可否》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次試験調査において、「住宅の床面積の合計」の選択肢記入方式を検証したところ、選択肢記入方式によっても正確性が確保されることから、記述式から選択肢記入方式に変更</li> </ul> <p>《産業を把握する調査項目の設定》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次試験調査において、「世帯格付による産業大分類の精度」と、勤め先・業主などの名称を調査しない場合の「産業小分類格付の精度」について検証。 いずれも精度上の問題から導入は困難</li> </ul> <p>《職業を把握する調査項目の設定》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次試験調査において、「世帯格付による職業大分類の精度」と、勤め先・業主などの名称を調査しない場合の「職業小分類格付の精度」について検証。 いずれも精度上の問題から導入は困難</li> </ul>
	○ 労働者派遣事業所の派遣社員の派遣先産業の把握の適否	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2次試験調査において、従業上の地位の「雇用者」の区分を「常雇」・「臨時雇」に代え、勤め先での呼称にするとともに、選択肢に派遣労働者を設定することにより、派遣先産業を把握することを検証したところ、特段の問題はなし。 「雇用者」の区分を「雇用形態」に変更</li> </ul>

項 目	検 討 課 題	検 討 状 況
2 調査方法 (1)配布方法	<p>【 調査票の配布時の世帯への協力依頼 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 円滑な調査の実施及び調査票記入精度の確保を図る観点からの世帯への周知・依頼方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成22年国勢調査関係者会議において、世帯への効果的な周知方法について検討</li> <li>○ 第2次試験調査世帯アンケートにおいて、世帯の国勢調査に関する認知度等を把握</li> <li>○ 上記を踏まえ、調査の円滑性・正確性を確保するための内容を世帯配布用の調査書類や広報に織り込む</li> </ul>
	<p>【 調査票の配布方法 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票の配布時期・期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次試験調査において、調査票配布期間の延長型と従来型を検証。調査票の提出状況にこの違いによる差異はないため、調査票の配布期間は従来どおり8日間に設定</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票を直接配布することが困難な場合の基準の設定の適否（世帯側の希望、訪問回数、期間等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次試験調査の当初回収において、調査票配布時の訪問回数が3回以内で調査票を提出した世帯の割合は約80%超</li> <li>○ 第2次試験調査において、調査票配布時の世帯との面接状況と当初回収時の調査票の回収状況を検証したところ、面接して調査票を配布した場合の調査票の回収状況は約60%であるのに対し、面接できずに調査票を配布した場合の調査票の回収状況は約18%</li> <li>○ 第2次試験調査において、調査票配布時に3回訪問しても世帯と面接できなかった場合は、郵便受けに入れるなどして配布することとしたが、4回以上訪問した世帯の割合は15%超。地域特性別にみると、「ワンルームマンションなど単身者が居住する住宅の多い地域」では、5回以上訪問した世帯の割合が約15%</li> <li>○ このような状況を踏まえ、世帯を正確に把握するため、また、世帯が調査票を記入・提出しようというインセンティブを促進するため、調査員が調査票配布時に各世帯の居住確認を行いつつ、世帯に調査票を直接配布することを原則 ただし、不在世帯については、日や時間を変えるなどして少なくとも3回以上訪問することとし、さらに訪問を繰り返しても直接配布が困難と想定される場合には、郵便受け等に配布しても可</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間活力の活用の可能性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 短期間に大量の人員を動員する調査員事務について、民間活力の活用は現時点では困難であることから、従来から行っている管理人・管理者がいる建物（マンション・アパート、学校の学生寮・寄宿舎、病院、社会施設等）における管理人・管理者を調査員として任命することを推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票配布時に『世帯名簿』への掲載が必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査員は、調査票配布時に男女別の世帯員数は把握せず、「世帯主又は代表者の姓」、「所在地（番地・号など）」、「（その世帯に必要な）調査票枚数」のみ把握。なお、これらの事項は、漏れなく重複なく調査を実施する上で必要なものであり、調査票配布時に把握する旨を事前に世帯に周知</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居住確認が困難な場合に世帯が必要とする調査票枚数の確認方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査員が面接できない世帯の多くは世帯人員の少ない世帯であると推測されることから、調査票配布時に調査員が世帯に面接できない場合には、郵便受けなどに調査票1枚を配布</li> <li>○ なお、調査員は、調査票を配布する際、「配布された調査票枚数では足りない場合には、市町村にご連絡ください」などと記載された調査書類を配布</li> </ul>	

項目	検討課題	検討状況
(2)回収方法	<p>【調査票の回収方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不在世帯の増加及びプライバシー意識の高まりを考慮した調査票の回収方法</li> </ul>	<p>【封入提出方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民のプライバシー意識や防犯意識が一層高まる中、国勢調査における封入提出率は回を重ねるごとに大きく上昇しており、平成22年国勢調査における封入提出率は、郵送提出の導入と相まって、50%を超えることが確実な状況。多くの国民が求める調査方法として、調査票の封入提出方式は全封入提出方式を採用</li> </ul> <p>【調査票の提出方法の多様化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次試験調査では、調査票の提出は原則として郵送により行ったところ、調査票を提出した世帯の割合は従来の方法に比べ低い水準</li> <li>○ このため、第2次試験調査では、従来の調査員回収のほか、郵送提出、オンライン回答など、調査票の提出方法を並列的に記述し、世帯が選択できることを周知したところ、調査票を提出した世帯の割合は若干改善</li> <li>○ このことから、調査票は調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを世帯が自由に選択する方法とし、総務省統計局が指定する地域においてはオンラインによる回答も可</li> <li>○ なお、市町村への直接提出については、試験調査結果によると、その割合が微少であることから、調査票の提出方法の一形態としては周知せず</li> </ul>
	<p>【郵送回収の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提出の期限（当初回収における郵送提出期限、聞き取り調査世帯に対する郵送提出依頼の郵送提出期限）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当初の提出期限と、調査票の未提出世帯からの提出期限を設定。当初の提出期限は、いずれの調査票の提出方法においても調査期日後1週間（10月7日）とし、調査票の未提出世帯からの提出期限は、調査票未提出世帯の特定などの事務を経た時期として10月下旬を想定</li> <li>○ 聞き取り調査世帯に対する郵送提出依頼の郵送提出期限は、市町村における要計表の作成などの事務を考慮し、11月中旬に設定</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査員段階での世帯に対する調査票提出促進の方法（時期、内容等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2次試験調査において、世帯に対する調査票提出促進の調査書類である「調査票の提出はお済みですか」（確認状）の配布時期について、第1次試験調査の実施状況を踏まえて、木・金曜日としたところ、当初回収期間における回収状況に若干の改善が図られていることから、確認状は週末直前に配布</li> </ul>
	<p>【オンライン回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ オンライン回答の具体的な方法（政府統計共同利用システムの活用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オンラインによる回答方式は、現在、企業を対象とする統計調査を中心に実施</li> <li>○ 一方、世帯を対象とする統計調査においては、オンラインによる回答の割合は数%程度と低い割合に止まるものと見込まれており、その導入に当たっては、費用対効果や調査票の回収状況の改善の度合いの検討などを慎重かつ十分に行うことが必要</li> <li>○ このようなことを総合的に勘案し、平成22年国勢調査におけるオンラインによる回答方式は、将来の本格導入に向けての試行的な運用と位置付け、オンライン回答割合の比較的高い若年単身世帯やオートロックマンションなどが多く含まれる大都市を中心に、総務省統計局が指定する市区町村において実施</li> <li>○ なお、平成22年国勢調査におけるオンライン回答は、全世帯の5%を許容できる仕様としているが、オンライン回答の実施規模の設定に当たっては、国勢調査の高い認知度に加えて、今後の広報やマスコミ報道の状況如何によっては、試験調査結果等に基づく回答率や、ログイン等のアクセス状況などの予測を大幅に上回る可能性も考慮することが重要</li> </ul>

項目	検討課題	検討状況
	○ 照会・相談体制の整備	○ オンライン回答に関する世帯からの照会・相談は、国がコールセンターを設置して対応。主な照会・相談内容についてはFAQとして取りまとめ、政府統計共同利用システムの掲示板機能等を利用して、地方公共団体と情報の共有化を推進
(3) フォローアップ回収	<p>○ フォローアップ回収の方法（時期・期間、回数等）</p> <p>○ 調査員の配置（調査票を配布する調査員の継続事務とするか、別途調査員を設置するか）</p> <p>○ 行き違い（提出済み世帯への訪問）の対応</p>	<p>○ 調査票未提出世帯があった場合、調査員は、市町村からの指示に基づき、調査票未提出世帯を訪問し、面接の上、調査票を直接回収（フォローアップ回収）</p> <p>○ なお、調査票未提出世帯が不在等の場合は、再三訪問して世帯との面接に努めることとするが、最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合には、市町村又は指導員の指示を受け、『調査票提出のお願い』（督促状）及び調査票等を当該世帯の郵便受けに入れるなどして配布するとともに、近隣の世帯の協力を得て、当該世帯についての聞き取り調査を実施</p> <p>○ フォローアップ回収の時期・期間は、10月下旬の3日間を想定</p> <p>○ 第2次試験調査において、調査票の配布・当初回収を行う調査員とは別に、フォローアップ回収事務を行う調査員を配置した場合の世帯の反応などを検証したところ、この調査員の配置方法の回収率のほうが若干高いものの、調査票の配布・提出時の調査員について「違う調査員がよい」という世帯の割合は極めて低いこと、また、調査票の配布からフォローアップ回収までを一環して行う調査員の配置方法のほうが調査を円滑に実施することができるとの市区町及び調査員の意見を考慮し、調査票の配布・当初回収を行う調査員がフォローアップ回収事務も継続して実施</p> <p>○ ただし、調査員確保対策の観点から、調査票の配布・当初回収と、フォローアップ回収を行う調査員を分離して配置することも可</p> <p>○ 行き違いによるフォローアップ回収があった場合にはご容赦くださいとの趣旨を世帯配布用書類で周知。第1次及び第2次の試験調査では、この方法により実施し、特段混乱はなし</p>
(4) 聞き取り調査	<p>○ 調査方法の変更に伴う聞き取り調査の実施時期</p> <p>○ 聞き取り調査に対する協力確保方法</p>	<p>○ フォローアップ回収期間（10月下旬を想定）において、調査票未提出世帯が不在であっても、日や時間を変えるなどして訪問し、調査票の直接回収に努めることとするが、さらに訪問を繰り返しても直接回収が困難と想定される場合に、聞き取り調査を実施</p> <p>○ 平成22年国勢調査関係者会議の参加を得ている関係団体及びその所管府省を通じて、聞き取り調査に対する協力依頼を強化。また、協力依頼に当たっては、総務大臣から所管府省大臣への協力依頼文を添付</p>
《オートロックマンション等の調査》	<p>【マンション管理会社等への協力依頼及び連携等】</p> <p>○ 平成22年国勢調査関係者会議以外の（国における）具体的な方策</p> <p>○ 市町村における情報収集、依頼体制の整備、依頼方法</p> <p>○ 平成22年国勢調査関係者会議を始めとして、マンション管理会社・管理組合等に対する協力依頼の強化</p>	<p>○ 平成17年国勢調査時の情報等を基に、協力依頼先の拡充について今後検討</p> <p>○ 平成22年国勢調査関係者会議を地方公共団体レベルにおいても開催して情報収集等を行うことについて検討</p> <p>○ 平成22年国勢調査関係者会議における意見交換などを踏まえ、効果的な協力依頼方策について検討</p>

項 目	検 討 課 題	検 討 状 況
《外国人世帯の調査》	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国人調査員及び調査協力者の確保</li> <li>○ 外国語の連絡メモなど外国人世帯用の調査書類・用品の充実</li> <li>○ 外国人世帯に対する周知・広報の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成22年国勢調査関係者会議における意見交換などを踏まえ、外国人関係団体を通じて、外国人調査員の推薦や調査協力者の選出を依頼</li> <li>○ 平成17年国勢調査における実施状況、平成22年国勢調査関係者会議における意見交換などを踏まえ、外国人世帯用の調査書類・用品の作成に当たっては、外国人関係団体からの助言を依頼。また、国における調査書類や広報だけではなく、外国人関係団体から国勢調査の実施を周知することで、外国人世帯の調査への不安感等を払拭</li> </ul>
3 民間活力の活用	<p>【 マンション・病院・社会施設等の調査における業務委託 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令上の問題の整理、改正等</li> <li>○ 委託の方法・内容</li> </ul> <p>【 上記以外の民間活力の活用 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記以外の民間活力の具体的な活用方策（労働者派遣事業所の活用等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 円滑に国勢調査を実施するために、管理人・管理者を調査員に任命できるよう、関係団体への働きかけなどの環境整備を実施 なお、国からの施設への業務委託については、予算・執行上の制約などから困難</li> <li>○ 過去の国勢調査においても、国においては、調査書類・用品の作成や広報の実施などの業務において、また、地方公共団体においては、調査書類の仕分け・梱包・発送や（労働者派遣事業所の派遣社員を活用しての）調査書類の審査などの業務において、民間活力を活用。今後とも、効率化が図れる業務については民間活力を活用</li> </ul>
4 調査員	<p>【 調査員の確保及び適正な配置 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査員の事務内容 「2(3)フォローアップ回収」と関連</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査員の主な事務内容である調査票の配布・回収及び検査のうち、次の事務を変更・廃止</li> <li>○ 調査票の提出方法は世帯が選択するが、調査票配布時には希望する提出方法を世帯から聴取しないことから、当初回収期間に原則として全世帯を訪問し、世帯や世帯員の異動を確認。また、調査票の提出を依頼し、郵送提出（又はオンライン回答）を希望する世帯以外の世帯から調査票を回収するとともに、面接していない世帯に『調査票の提出はお済みですか』（確認状）を配布</li> <li>○ 調査票未提出世帯からの回収について市町村から指示があった場合には、調査票未提出世帯を訪問し、調査票を直接回収</li> <li>○ 調査票の提出を全封入方式とすることから、調査票検査事務は廃止</li> </ul> <p>《 調査員数の削減 》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査員の確保が困難な状況に加え、調査票の提出方法の多様化や全封入提出方式の導入に伴う調査員事務の変更を踏まえ、2調査区担当調査員の配置を推進するなどして、全体としての調査員数を削減</li> </ul> <p>《 調査員の確保対策に係る民間活力の活用 》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国勢調査の調査員の多くは、自治会・町内会からの選考となっているが、自治会・町内会とは疎遠の世帯が多い地域などにおいて、調査員の選考が特に困難になっていることなどから、地方公共団体が必要に応じて、国が示す調査員の選考要件に基づき、調査員の選考事務を外部委託することは可</li> </ul>

項 目	検 討 課 題	検 討 状 況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査員の配置基準</li> </ul>	<p>《 担当調査区数の拡大 》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票の提出方法の多様化により、円滑な調査の実施が図られること、また、調査票の提出を全封入方式とすることにより、調査票の検査事務を廃止することなどから、調査活動のエリアが比較的狭い共同住宅の地域を中心に、2 調査区担当調査員の配置を推進</li> </ul> <p>《 地域性、調査困難性を考慮した調査員の配置 》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 担当調査区数が少ないほうが調査員選考が容易な地域、1 調査区の面積が広大な地域などの地域性や、ワンルームマンションなど単身者が居住する住宅の多い地域においてはきめ細かな世帯訪問が必要であるなどの調査困難性を考慮し、このような地域においては1 調査区担当調査員を配置</li> </ul>
5 国民の理解及び協力の確保 (1) 広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国と地方公共団体の役割分担</li> <li>○ 外部知見の活用(外部知見を活用した国民の理解と協力を得るための効果的かつ効率的な方策)</li> <li>○ 具体的な広報の方策               <ul style="list-style-type: none"> <li>《 広報スケジュール 》</li> <li>・ 普段から調査の意義等についての広報を計画的に展開</li> </ul> </li> <li>・ 調査実施年の早期から調査の内容等について重点的に広報を実施</li> <li>《 広報内容と周知方法 》</li> <li>・ 調査項目の必要性及び結果利用など国勢調査の意義の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在の政府広報の媒体を可能な限り利用する一方、重複のないよう政府広報との役割分担を明確化</li> <li>○ 全国規模の広報、特に全国ネットのテレビ、新聞(全国紙)への広告実施の強化のため、国と地方公共団体の広報経費の枠組みを変更</li> <li>○ 地方公共団体では、地方ネットワークを活用した、地域密着型の広報展開を拡充</li> <li>○ 国民の理解と協力を得るための効果的かつ効率的な広報計画の策定に当たり、広告代理店からの情報収集や、仕様調整の際に有識者から意見を聴取(特に、メディアミックスの展開方法等)</li> <li>・ 平成22年国勢調査関係者会議において調査の意義等を周知するとともに、第3次試験調査の実施、平成22年国勢調査の検討状況、実施本部の設置など節目節目に報道機関への情報提供を実施</li> <li>・ 調査実施年の早期から広報を実施することとし、そのスケジュール及び戦略を策定</li> <li>・ 第2次試験調査の世帯アンケートの国勢調査の認知度に係る結果を踏まえ、広報内容ごとに、全体広報、個別広報のいずれが効果的であるかなど周知方法を決定</li> </ul>

項 目	検 討 課 題	検 討 状 況
	<p>《国民の参加意識の高揚・啓発》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベントなどを通じ、調査への国民の参加意識の高揚</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメント等を通じた国民の意見の聴取</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的に教育を通じて啓発を図るための取組の推進</li> </ul> <hr/> <p>《その他》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査方法等の見直しについての周知</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリシティ対策の強化</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総務省統計局のホームページによる検討状況の周知 (ホームページにより周知する具体的内容)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報イベント及びシンポジウムについては、マスコミに取り上げられるような大々的なものでないと効果は薄いと思われることから、廃止を含めて整理</li> <li>・ 標語募集は、平成17年国勢調査同様に実施することとするが、ポスター図案募集は、小中学生のみに限定。募集時期は、平成21年の夏休みを挟んだ約1か月を想定</li> <li>・ 有識者、平成22年国勢調査関係者会議における参加団体を始めとした国勢調査応援団（サポーター）の輪を広げ、総務省統計局のホームページ等への応援メッセージ等の掲載を要請し、国勢調査に協力しようという国民の機運を醸成</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメントのみならず、平成22年国勢調査関係者会議等の様々な場を通じて、調査実施計画策定に係る検討状況を広く周知するとともに、国民の意見を聴取</li> <li>・ 日本統計学会、日本人口学会、日本都市計画学会などの各学会や、マンション管理関係団体、教育関係団体、大学関係団体、外国人関係団体等に対する国勢調査結果のニーズ把握により、国民が求めている国勢調査結果の方向性を把握</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育教材の提供としては、従来の小学生及び高校生向けのものに加え、中学生向けのものも追加。「データforキッズ」は平成21年3月までにデータを更新</li> <li>・ 平成22年国勢調査関係者会議でも指摘されている文部科学省の「情報ひろば」における国勢調査の広報について実施する方向で文部科学省と協議</li> <li>・ 一部の地方公共団体が独自に実施している統計に関する出前授業や、子ども向けの統計に関する教育教材の作成などの取組を他の地方公共団体にも周知し、この取組を推進</li> <li>・ 平成21年度から順次施行される新学習指導要領の改訂を機に社会科研究会等に所属する教員等に対する働きかけを実施</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年度内に調査方法の見直しについての検討状況を取りまとめて公表予定</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施本部の設置や広報サイトの開設など、節目節目で報道機関に対し、情報を提供</li> <li>・ パブリシティを効果的に活用している事例について、外部知見を活用</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成22年国勢調査の企画に関する検討会及び平成22年国勢調査関係者会議の配布資料を総務省統計局のホームページに掲載するなどして、平成22年国勢調査に向けての検討状況を周知</li> </ul>
(2)個人情報保護対策の強化	<p>【調査員に対する個人情報保護の一層の徹底方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人情報保護マニュアルの充実</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査員の指導方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成17年国勢調査において生じた問題を個人情報保護マニュアルに掲載するなど、調査員の個人情報保護意識を徹底</li> <li>○ 個人情報保護について説明する際に、個人情報保護マニュアルは単体で使うことがあることから、他の調査員指導用書類とは統合せず</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従来の調査員指導用ビデオのほか、パワーポイント等の効果的な資料の作成について検討</li> <li>○ 調査員指導用書類・用品の企画の民間委託の是非についても検討</li> </ul>

項目	検討課題	検討状況
	<p>【国民に対する個人情報保護の周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 世帯への周知方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国勢調査と個人情報保護法の関係について、第2次試験調査において把握した認知度などの状況や、平成22年国勢調査関係者会議における効果的な周知方法の検討結果を踏まえ、効果的な広報媒体等を決定</li> </ul>
(3) 報告義務の周知	<p>【報告義務の周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 報告義務に関する効果的な広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 報告義務について、第2次試験調査において把握した認知度などの状況や、平成22年国勢調査関係者会議における効果的な周知方法の検討結果を踏まえ、効果的な広報媒体等を決定。また、罰則規定の広報の是非については引き続き検討</li> </ul>
(4) 調査員への信頼感の確保	<p>【調査員の身分証明の強化方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査員証への写真掲載のための具体的な方法</li> <li>○ 上記以外の身分証明強化のための方策</li> </ul> <p>【上記以外の方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査員の役割の周知など調査員への信頼感確保のための広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の統計調査と同様、写真代の費用弁償を措置</li> </ul> <p>《腕章、名刺等の調査用品の作成》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 写真付きの調査員証と併せて、調査員の身分証明の強化のため、平成17年国勢調査で一部の調査員分のみ作成していた国勢調査用の腕章を全調査員分の作成に拡大することなどについて今後検討</li> </ul> <p>《世帯からの担当調査員の本人確認に関する照会体制の整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府統計共同利用システムにおける調査員管理システムのほか、市町村における調査員名簿の管理を徹底</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 世帯配布用書類に調査員の役割を記述するなど、調査員への信頼感を確保するための広報を実施</li> </ul>
6 集計・公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要計表集計の公表時期を遅らせることの可否、また、可の場合の公表時期</li> <li>○ 要計表集計の公表範囲（総人口のみの公表の適否）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票の提出方法の多様化等により、調査事務全体の事務日程が延伸することに伴い、要計表集計の公表時期は平成23年の早期に変更</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従来、要計表集計では、人口総数、男女別人口及び世帯数を公表</li> <li>○ 近年は不在世帯の増加などにより、聞き取り調査において、世帯内の男女別人員の把握が困難な事例が増加（最終的には、市町村審査で補完）</li> <li>○ そのため、要計表集計の結果の正確性・迅速性を確実に確保するため、人口総数及び世帯数のみ集計し、男女別人口の集計を廃止することの可否を検討</li> </ul>